

## 競争契約に係る参加資格者の審査方法について

日本アルコール産業株式会社の競争契約に係る参加資格審査の方法は次のとおりです。

### (1) 工事契約についての資格、資格の審査事項及び資格の等級の決定方法

#### ① 工事契約についての資格

工事契約についての一般競争に参加できる者は、工事の予定価格の金額に応じ、建設業法第3条別表に規定する建設工事の種類ごとに、別記2の(1)及び(2)におけるそれぞれの①のとおり区分して資格を定める。

#### ② 工事契約についての資格の審査事項

①の資格についての審査は、次に掲げる総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定するもので申請日から直近のもの（以下「総合評定値通知書」という。）の事項について行う。

- 一 完成工事高
- 二 経営規模
- 三 経営状況
- 四 技術力
- 五 その他審査項目（社会性等）

#### ③ 工事契約についての資格の等級の決定方法

工事契約について資格を有する者の資格の等級は、建設工事の種類ごとに上記②の審査項目を要素とする以下の計算方式から算出された数値により別記2の(1)及び(2)におけるそれぞれの②に対応する等級に格付けする。

計算方式

$$0.25a + 0.15b + 0.20c + 0.25d + 0.15e$$

この計算方式における各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- a：総合評定値通知書の完成工事高評点
- b：総合評定値通知書の自己資本額数値の点数及び利益額の点数による評点
- c：総合評定値通知書の経営状況評点
- d：総合評定値通知書の元請完成工事高及び技術職員数による評点
- e：総合評定値通知書の労働福祉の状況の点数、建設業の営業継続の状況の点数、防災協定締結の有無の点数、法令遵守の状況の点数、建設業の経理の状況の点数、研究開発の状況の点数、建設機械の保有状況の点数及び国際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数による評点

### (2) 製造又は物件の買入れ等の契約についての資格、資格の審査事項及び資格の等級の決定方法

① 製造又は物件の買入れ等の契約についての資格

製造又は物件の買入れ等の契約についての一般競争に参加できる者は、物品の製造、物件の買入れ又は役務提供等のそれぞれに対応する予定価格の金額に応じ、別記2の(3)、(4)及び(5)におけるそれぞれの①のとおり区分して資格を定める。

② 製造又は物件の買入れ等の契約についての資格の審査事項

①の資格についての審査は、次に掲げる事項について行う。

一 生産高又は販売高

二 経営規模

イ 自己資本額

ロ 機械設備等

三 経営比率

流動比率

四 営業経歴

営業年数

③ 製造又は物件の買入れ等についての資格の等級の決定方法

製造又は物件の買入れ等の契約についての資格を有する者の資格の等級は、物品の製造、物品の販売、物件の買入れ及び役務提供等の区分により、上記②の審査事項を要素とする以下の計算方式から算出された数値により別記2の(3)、(4)及び(5)におけるそれぞれの②に対応する等級に格付ける。

計算方式  $a + b + c$

この計算方式における各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

a：物品の製造にあつては、別記1中別表第1の年間平均生産高、物品の販売、物件の買入れ及び役務提供等にあつては別表第4の年間平均販売高等に対応する附与数値

b：物品の製造にあつては別記1中別表第2の自己資本額及び機械設備等の価格のそれぞれに対応する附与数値の合計値、物品の販売、物件の買入れ及び役務提供等にあつては別表第5の自己資本額に対応する附与数値

c：物品の製造にあつては別記1中別表第3、物品の販売、物件の買入れ及び役務提供等にあつては別表第6の流動比率及び営業年数のそれぞれに対応する附与数値の合計値

(3) 測量及び建設コンサルタント等業務の契約についての資格、資格の審査事項及び資格の等級の決定方法

① 測量及び建設コンサルタント等業務の契約についての資格

測量及び建設コンサルタント等業務についての一般競争に参加できる者は、測量等の予定価格に応じ、測量、建築関係建設コンサルタント業務、土

木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務ごとに別記2の(6)の①のとおり資格を定める。

② 測量及び建設コンサルタント等業務の契約についての資格の審査事項

①の資格についての審査は、次に掲げる事項について行う。

一 実績高

二 経営規模

イ 自己資本額

ロ 有資格者職員数

三 営業経歴

営業年数

③ 測量及び建設コンサルタント等業務の契約についての資格の等級の決定方法

測量及び建設コンサルタント等業務の契約についての資格を有する者の資格の等級は、測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務ごとに、上記②の審査事項を要素とする以下の計算方式から算出された数値により別記2の(6)の②に対応する等級に格付ける。

計算方式  $3a + b + 5c + d$

この計算方式における各記号の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

a : 別記1中別表第7の業種別年間平均実績高に対応する附与数値

b : 別記1中別表第8の自己資本額に対応する附与数値

c : 別記1中別表第9の業種別有資格者職員数に対応する附与数値

d : 別記1中別表第10の営業年数に対応する附与数値

別記1 附与数値

[掲載順序 段階区分 : 附与数値]

別表第1 (物品の製造)

(年間平均生産高による附与数値)

200億円以上		:	60
100億円以上	200億円未満	:	55
50億円以上	100億円未満	:	50
25億円以上	50億円未満	:	45
10億円以上	25億円未満	:	40
5億円以上	10億円未満	:	35
2億5,000万円以上	5億円未満	:	30
1億円以上	2億5,000万円未満	:	25

5,000万円以上	1億円未満	:	20
2,500万円以上	5,000万円未満	:	15
	2,500万円未満	:	10

#### 別表第2（物品の製造）

（自己資本額による附与数値）

10億円以上		:	10
1億円以上	10億円未満	:	8
1,000万円以上	1億円未満	:	6
100万円以上	1,000万円未満	:	4
	100万円未満	:	2

（機械設備等の価格による附与数値）

10億円以上		:	15
1億円以上	10億円未満	:	12
5,000万円以上	1億円未満	:	9
1,000万円以上	5,000万円未満	:	6
	1,000万円未満	:	3

#### 別表第3（物品の製造）

（流動比率による附与数値）

140%以上		:	10
120%以上	140%未満	:	8
100%以上	120%未満	:	6
	100%未満	:	4

（営業年数による附与数値）

20年以上		:	5
10年以上	20年未満	:	4
	10年未満	:	3

#### 別表第4（物品の販売、物件の買入れ及び役務提供等）

（年間平均販売高による附与数値）

200億円以上		:	65
100億円以上	200億円未満	:	60
50億円以上	100億円未満	:	55
25億円以上	50億円未満	:	50
10億円以上	25億円未満	:	45

5億円以上	10億円未満	:	40
2億5,000万円以上	5億円未満	:	35
1億円以上	2億5,000万円未満	:	30
5,000万円以上	1億円未満	:	25
2,500万円以上	5,000万円未満	:	20
	2,500万円未満	:	15

別表第5（物品の販売、物件の買入れ及び役務提供等）

（自己資本額による附与数値）

10億円以上		:	15
1億円以上	10億円未満	:	12
1,000万円以上	1億円未満	:	9
100万円以上	1,000万円未満	:	6
	100万円未満	:	3

別表第6（物品の販売、物件の買入れ及び役務提供等）

（流動比率による附与数値）

140%以上		:	10
120%以上	140%未満	:	8
100%以上	120%未満	:	6
	100%未満	:	4

（営業年数による附与数値）

20年以上		:	10
10年以上	20年未満	:	8
	10年未満	:	6

別表第7（測量・建設コンサルタント等）

（業種別年間平均実績高による附与数値）

20億円以上		:	30
10億円以上	20億円未満	:	25
5億円以上	10億円未満	:	20
1億円以上	5億円未満	:	15
	1億円未満	:	10

別表第8（測量・建設コンサルタント等）

（自己資本額の数値による附与数値）

10以上		:	30
5以上	10未満	:	20
	5未満	:	10

自己資本額の数値は、自己資本額を年間平均実績高で除し、百を乗じて得た数値である。

#### 別表第9（測量・建設コンサルタント等）

（業種別有資格者職員数の数値による附与数値）

110以上		:	30
65以上	109	:	25
40以上	64	:	20
15以上	39	:	15
	14	:	10

業種別有資格者職員数の数値は、付表の①に掲げる者の数に5を、同表②に掲げる者の数に2をそれぞれ乗じて得た数値の合計した数値である。

付表

##### (1) 測量

- ① 測量法（昭和24年法律第188号）による測量士の登録を受けている者
- ② 測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く。）

##### (2) 建築関係建設コンサルタント

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士の免許を受けた者、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の21による建築設備士である者
- ② 建築士法に基づく2級建築士の免許を受けた者（1級建築士の免許を受けた者を除く。）、公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験（建築積算資格者試験）に合格し、登録を受けている者

##### (3) 土木関係建設コンサルタント業務

- ① 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を流体機器、交通・物流機械及び建設機械又は機械設計とするものに限る。）、電機電子部門、建設部門、農業部門（選択科目を農業農村工学とするものに限る。）、森林部門（選択科目を森林土木とするものに限る。）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）、情報工学部門又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定のうち検定種目を1級

の土木施工管理とするものに合格した者、計量法（平成4年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者、電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに一般社団法人建設コンサルタント協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者

(4) 地質調査業務

- ① 技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者
- ② 一般社団法人全国地質調査業協会連合会の地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者

(5) 補償関係コンサルタント業務

- ① 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和25年法律第288号）による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者、一般社団法人日本補償コンサルタント協会の附与する補償業務管理士の資格を有し登録を受けている者

別表第10（測量・建設コンサルタント等）

（営業年数による附与数値）

35年以上		:	30
25年以上	35年未満	:	25
15年以上	25年未満	:	20
5年以上	15年未満	:	15
	5年未満	:	10

別記2 業種別等級区分及び予定価格の範囲

[掲載順序 業種の区分 ①予定価格の範囲 ②数値：等級]

(1) 土木一式工事、建築一式工事

- ① A：1億5,000万円以上
- B：5,000万円以上 1億5,000万円未満
- C：2,000万円以上 5,000万円未満

D : 600万円以上 2,000万円未満

E : 600万円未満

② 1,200以上 : A

1,000以上 1,200未満 : B

800以上 1,000未満 : C

600以上 800未満 : D

600未満 : E

(2) (1)以外の工事

① A : 1,000万円以上

B : 400万円以上 1,000万円未満

C : 400万円未満

② 950以上 : A

700以上 950未満 : B

700未満 : C

(3) 物品の製造

① A : 3,000万円以上

B : 2,000万円以上 3,000万円未満

C : 400万円以上 2,000万円未満

D : 400万円未満

② 90以上 : A

80以上 90未満 : B

55以上 80未満 : C

55未満 : D

(4) 物品の販売及び役務提供等

① A : 3,000万円以上

B : 1,500万円以上 3,000万円未満

C : 300万円以上 1,500万円未満

D : 300万円未満

② 90以上 : A

80以上 90未満 : B

55以上 80未満 : C

55未満 : D

(5) 物件の買入れ

① A : 1,000万円以上

B : 200万円以上 1,000万円未満

C : 200万円未満



- ② 70以上 : A
- 50以上 70未満 : B
- 50未満 : C

(6) 測量・建設コンサルタント等

- ① A : 1,000万円以上
- B : 200万円以上 1,000万円未満
- C : 200万円未満
- ② 230以上 : A
- 170以上 230未満 : B
- 170未満 : C